

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 金井 美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表項番 1 から項番 3 まで及び項番 5 から項番 9 までの（い）欄に記載の諮問がありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が行った別表項番 1 から項番 3 まで及び項番 5 から項番 9 までの（お）欄に記載の決定（以下、項番順にそれぞれ「本件決定 1」から「本件決定 3」及び「本件決定 5」から「本件決定 9」といい、あわせて「本件各決定」という。）のうち、本件決定 2 及び本件決定 3 並びに本件決定 6 から本件決定 8 までは妥当である。

また、本件決定 1 及び本件決定 5 においては、別表項番 1 及び項番 5 の（か）欄に記載の開示しないこととした部分のうち、「行政書士会会員証の会員番号」を開示すべきであり、本件決定 9 においては、不存在とした「行政書士 A（以下「本件行政書士」という。）が令和元年 8 月 7 日に西成区長宛に請求し交付された、旧姓の C の戸籍の附票の請求書」について、戸籍の附票の写し等請求書（郵送等請求書）の写し（申請日：令和元年 8 月 7 日）を対象情報として特定した上で、改めて開示決定等を行うべきであり、その余の部分は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、令和元年 11 月 15 日に、実施機関に対し、別表項番 1 から項番 9 までの（え）欄に記載の 4 件の保有個人情報開示請求（以下、項番 1 から項番 4 に係る請求を「本件請求 1」、項番 5 から項番 7 に係る請求を「本件請求 2」、項番 8 に係る請求を「本件請求 3」、項番 9 に係る請求を「本件請求 4」といい、本件請求 1 から本件請求 4 までをあわせて「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

(1) 実施機関は、本件請求 1 に係る保有個人情報のうち、別表項番 1 の（か）欄に記載の「開示請求に係る保有個人情報」を対象情報と特定した上で、同欄に記載の「開

- 示しないこととした部分」を開示しない理由を別表項番 1 の（き）欄に記載のとおり付して、条例第 23 条第 1 項に基づき、本件決定 1 を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求 1 に係る保有個人情報のうち、別表項番 2 の（か）欄に記載の情報を対象情報として特定したうえで、そのすべてを開示しない理由を別表項番 2 の（き）欄に記載のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、本件決定 2 を行った。
- (3) 実施機関は、本件請求 1 に係る保有個人情報のうち、別表項番 3 の（か）欄に記載の情報を対象情報として特定したうえで、開示請求を却下する理由を別表項番 3 の（き）欄に記載のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、本件決定 3 を行った。
- (4) 実施機関は、本件請求 1 に係る保有個人情報のうち、別表項番 4 の（か）欄に記載の情報については、保有していない理由を別表項番 4 の（き）欄に記載のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、別表項番 4 の（お）欄に記載の決定（以下「本件決定 4」という。）を行った。
- (5) 実施機関は、本件請求 2 に係る保有個人情報のうち、別表項番 5 の（か）欄に記載の「開示請求に係る保有個人情報」を対象情報と特定した上で、同欄に記載の「開示しないこととした部分」を開示しない理由を別表項番 5 の（き）欄に記載のとおり付して、条例第 23 条第 1 項に基づき、本件決定 5 を行った。
- (6) 実施機関は、本件請求 2 に係る保有個人情報のうち、別表項番 6 の（か）欄に記載の情報を対象情報として特定したうえで、そのすべてを開示しない理由を別表項番 6 の（き）欄に記載のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、本件決定 6 を行った。
- (7) 実施機関は、本件請求 2 に係る保有個人情報のうち、別表項番 7 の（か）欄に記載の情報については、保有していない理由を別表項番 7 の（き）欄に記載のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、本件決定 7 を行った。
- (8) 実施機関は、本件請求 3 に係る保有個人情報のうち、別表項番 8 の（か）欄に記載の情報を対象情報として特定したうえで、開示請求を却下する理由を別表項番 8 の（き）欄に記載のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、本件決定 8 を行った。
- (9) 実施機関は、本件請求 4 に係る保有個人情報のうち、別表項番 9 の（か）欄に記載の情報については、保有していない理由を別表項番 9 の（き）欄に記載のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、本件決定 9 を行った。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年 12 月 4 日に本件決定 1、本件決定 2、本件決定 5 及び本件決定 6 を不服として、同月 25 日に本件決定 3 及び本件決定 7 から本件決定 9 までを不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき、審査請求（以下、別表の項番に応じてそれぞれ「本件審査請求 1」から「本件審査請求 3」及び「本件審査請求 5」から「本件審査請求 9」という。）を行った。

なお、審査請求人は、本件決定4について審査請求を行っていない。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね別表項番1から項番3まで、及び項番5から項番9までの(け)欄に記載のとおりであるが、当審議会において判断する審査請求人の主張は、以下のとおりである。

1 本件決定1及び本件決定5について

本件決定1及び本件決定5の決定通知書の記載内容が同じであるため本件決定1及び本件決定5の取消しを求める。

令和元年8月7日付け受付の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)等請求書(以下「本件情報1-1」という。)、委任状(以下「本件情報1-2」という。)、本人確認資料(以下「本件情報1-3」という。)、戸籍の附票の写し等請求書(郵送等請求用)(以下「本件情報1-4」という。))及び証明書発行管理一覧(以下「本件情報1-5」という。))において開示しないこととした情報(以下「本件非開示部分1」という。))が条例第19条第2号ただし書アに該当するため開示すべきである。

2 本件決定2及び本件決定6について

本件決定2及び本件決定6の決定通知書の記載内容が同じであるため本件決定2及び本件決定6の取消しを求める。

令和元年8月7日付け受付の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)等請求書に添付されていた戸籍謄本、除籍謄本及び改正原戸籍謄本(以下「本件情報2」という。))の全てが条例第19条第2号ただし書ア及び同号ただし書イに該当するため開示すべきである。

3 本件決定3について

行政書士Aが令和元年8月7日に平野区長宛に請求し交付された、筆頭者Bの戸籍・除籍謄本の請求書の全文書及び電子ファイルの記録文書(以下「本件情報3」という。))は審査請求人の個人情報の性質も有し、審査請求人の個人情報として開示請求の対象となるため、本件決定3を取り消して開示すべきである。

4 本件決定7について

本件決定7の理由の過ちを確認する。本件決定7を取消すべきである。

5 本件決定8について

行政書士Aが令和元年8月7日に西成区長宛に請求し交付された、Dの戸籍・除籍謄本の請求書の全文書及び電子ファイルの記録文書(以下「本件情報5」という。))は審査請求人の個人情報の性質も有し、審査請求人の個人情報として開示請求の対象となるため、本件決定8を取り消して開示すべきである。

6 本件決定9について

行政書士Aが令和元年8月7日に西成区長宛に請求し交付された、Cの戸籍附票の請求書の全部及び電子ファイルの記録文書(以下「本件情報6」という。))のうち戸籍の附票の写し等請求書(郵送等請求書)は存在するため、本件決定9を取消すべきである。

第4 実施機関の主張

1 本件各決定の前提となる内容について

審査請求人は本件各決定が行われた後に、本件行政書士から戸籍等の郵送請求は本件行政書士を代理人として審査請求人の叔母が行ったものであり、審査請求人は叔母の相続人に該当する旨の連絡があったことを踏まえ判断すべきと主張しているが、本件各決定の妥当性は本件各決定を行った時点において判断されるものであり、仮に審査請求人の主張が事実であったとしても、本件各決定時点では明らかとなっていない内容であることから、審査請求人が主張する本件決定後に明らかとなった事実を前提に本件各決定の妥当性を判断することは誤りである。

したがって、当該戸籍等の郵送請求を誰がどういった目的で行ったのかという情報は、審査請求人以外の特定の個人に関する情報であり、法令及び慣例により当然知ることができ又は知ることが予定されている情報ではないため、非開示情報に該当するものである。

2 本件各決定について

実施機関の主張は、おおむね別表項番1から項番9までの（こ）欄に記載のとおりである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務付けているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 戸籍謄本等の交付について

戸籍謄本等の交付に係る事務については、戸籍法の規定に基づき行われる。

戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる（戸籍法第10条第1項）。

また、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確

認する必要がある場合等の第三者請求（戸籍法第 10 条の 2 第 1 項）、国又は地方公共団体の機関の公用請求（戸籍法第 10 条の 2 第 2 項）、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士が受任している事件又は事務に関する業務を遂行するための職務上請求（戸籍法第 10 条の 2 第 3 項）を行う場合などにおいて、戸籍謄本等の交付の請求をすることができるとされている。これらの場合には、請求書に本人の委任状、本人確認資料やその必要性を証する資料等が添付され提出される。

3 郵送での戸籍謄本等の交付請求に係る事務について

戸籍謄本等の請求については、戸籍法第 10 条第 3 項、同法第 10 条の 2 第 6 項により郵送による請求をすることができる。郵送で各区役所等及び大阪市郵送事務処理センターに請求があった場合は、窓口での請求と同様に同法第 10 条各項を満たしているか審査を行い、規定の手数料を同封されている定額小為替等で収受した後に請求者に同封の返信用封筒にて戸籍謄本等の返送を行う。

4 本件決定 1 及び本件決定 5 における保有個人情報及び非開示部分について

(1) 保有個人情報について

本件情報 1－1 は、戸籍謄本等を請求するための交付請求書であり、委任者や代理人情報などの開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、「手続きをされる方記載欄」、「請求者記載欄」、「請求戸籍の本籍・筆頭者・請求者と筆頭者との関係・請求の理由・提出先記載欄」、「必要な証明書の種類欄」、「封入金券欄」及び「権限書類・本人確認欄」の各欄で構成されている。

本件情報 1－2 には、委任事項、委任者及び代理人の情報が記載されている。

本件情報 1－3 には、本件行政書士の自宅及び事務所の所在地が記載され、本件行政書士の運転免許証及び行政書士会会員証の写しが添付されている。

本件情報 1－4 は、戸籍の附票を請求するための交付請求書であり、実施機関において写しを保管していたものを本件情報 1－1 の添付書類扱いとしたものであり、「申請者住所・氏名記載欄」、「附票本籍地・証明書種類」、「利用目的記載欄」、「封入金券欄」及び「権限書類・本人確認欄」の各欄で構成されている。

本件情報 1－5 は、戸籍謄本等の交付請求があった際、戸籍総合システムにおいて職員が戸籍検索・発行等の作業を行った履歴を記録したものであり、当該システム端末から出力することができ、「証明書種類」、「発行番号／受付番号」、「発行年月日」、「発行時刻」、「発行部数」、「発行場所」、「発行クライアント」、「発行操作者」及び「証明の概要」の各欄で構成されている。

(2) 本件非開示部分 1 について

本件情報 1－1 については、請求に係る者の住所、氏名及び本件行政書士の職印、本件情報 1－2 については、請求に係る者の本籍地、戸籍筆頭者、住所、住民票世帯主、氏名、印影、生年月日及び本件行政書士の職印、本件情報 1－3 については、本件行政書士の運転免許証表面の氏名を除く全部、本件行政書士の行政書士会会員証の写真、生年月日、会員番号、住所及び行政書士会長印、本件情報 1－4 につい

ては、利用目的及び本件行政書士の職印、本件情報 1－5 については、発行クライアントである。

5 争点

(1) 本件審査請求 1 及び本件審査請求 5 について

実施機関は、本件非開示部分 1 が条例第 19 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号に該当するとして本件決定 1 及び本件決定 5 を行い、これらの決定に誤りはないと主張しているのに対し、審査請求人は本件決定 1 及び本件決定 5 の決定通知書の記載内容が同じであること及び、本件非開示部分 1 が条例第 19 条第 2 号ただし書アに該当することから、本件決定 1 及び本件決定 5 を取り消すべきであるとして争っている。

したがって、本件審査請求 1 及び本件審査請求 5 の争点は、本件決定 1 及び本件決定 5 が同じ記載内容の決定通知書によって行われたことの適法性並びに本件非開示部分 1 の条例第 19 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号該当性である。

(2) 本件審査請求 2 及び本件審査請求 6 について

実施機関は、本件情報 2 の全てが条例第 19 条第 2 号に該当するとして本件決定 2 及び本件決定 6 を行い、これらの決定に誤りはないと主張しているのに対し、審査請求人は本件決定 2 及び本件決定 6 の決定通知書の記載内容が同じであること並びに本件情報 2 の全てが条例第 19 条第 2 号ただし書ア及びイに該当することから、本件決定 2 及び本件決定 6 を取り消すべきであるとして争っている。

したがって、本件審査請求 2 及び本件審査請求 6 の争点は、本件決定 2 及び本件決定 6 が同じ記載内容の決定通知書によって行われたことの適法性並びに本件情報 2 の条例第 19 条第 2 号該当性である。

(3) 本件審査請求 3 について

実施機関は、本件情報 3 が条例第 17 条に基づいて開示請求することができる「自己を本人とする保有個人情報」に該当しないとして本件決定 3 を行ったのに対し、審査請求人は、本件情報 3 は審査請求人の個人情報の性質も有し、審査請求人の個人情報として開示請求の対象となるため、本件決定 3 を取り消して開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件審査請求 3 の争点は、本件情報 3 の審査請求人を本人とする保有個人情報該当性である。

(4) 本件審査請求 7 について

実施機関は、本件情報 4 は存在しないとして本件決定 7 を行ったのに対し、審査請求人は、本件決定 7 を取り消すべきとして争っている。

したがって、本件審査請求 7 の争点は、本件情報 4 の存否である。

(5) 本件審査請求 8 について

実施機関は、本件情報 5 が条例第 17 条に基づいて開示請求することができる「自己を本人とする保有個人情報」に該当しないとして本件決定 8 を行ったのに対し、審査請求人は、本件情報 5 は審査請求人の個人情報の性質も有し、審査請求人の個人情報として開示請求の対象となるため、本件決定 8 を取り消して開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件審査請求8の争点は、本件情報5の審査請求人を本人とする保有個人情報該当性である。

(6) 本件審査請求9について

実施機関は、本件情報6は存在しないとして本件決定9を行ったのに対し、審査請求人は、本件情報6のうち戸籍の附票の写し等請求書（郵送等請求書）は存在するとして、本件決定9を取り消すべきとして争っている。

したがって、本件審査請求9の争点は、本件情報6の存否である。

6 条例第19条第2号、第3号及び第6号の基本的な考え方について

(1) 条例第19条第2号の基本的な考え方

条例第19条第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)…又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に開示しないこととされているが、同号ただし書では、これらの情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ当該個人が…公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しなければならない旨規定している。

(2) 条例第19条第3号の基本的な考え方

条例第19条第3号本文は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）や事業を営む個人の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等…に関する情報であって、開示することにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として開示しないことができると規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等又は事業を営む個人（以下「法人等の事業者」という。）が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、開示することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他開示することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

なお、同号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は、条例第19条第3号本文に該当する場合であっても、開示しなければならない旨規定している。

(3) 条例第 19 条第 6 号の基本的な考え方

条例第 19 条第 6 号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の目的を達成し、その公正、円滑な執行を確保するため、「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定している。

ここでいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることが必要である。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

7 本件審査請求 1 及び本件審査請求 5 について

(1) 決定の適法性について（決定通知書の記載内容について）

当審議会において、本件決定 1 及び本件決定 5 に係る決定通知書を見分したところ、確かに文書番号を除いて決定通知書の記載内容は同じであったが、審査請求人と亡くなった審査請求人の父及び兄は同一戸籍に在籍していたことから、対象情報として特定した戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等請求書等が同じであることは当然であり、本件決定 1 及び本件決定 5 で特定した保有個人情報に関して決定通知書の記載に誤りは確認できなかった。よって、本件請求 1 に対しては本件決定 1、本件請求 2 に対しては本件決定 5 を行った旨の開示請求と決定の対応関係を決定通知書に明示していなかったとしても、決定に誤りがあるとはいえず、これらの決定はいずれも適法である。

(2) 本件非開示部分 1 の条例第 19 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号該当性について

本件情報 1－3 に添付された行政書士会会員証は、その記載内容から行政書士の業を営むことができる者であることを証するにとどまらず、一般的な本人確認書類としての機能も有すると認められ、当該会員証には条例第 19 条第 2 号に定める個人に関する情報と同条第 3 号に定める事業を営む個人の当該事業に関する情報が一体的に記録されていることを踏まえ、各情報について個別に検討する。

本件非開示部分 1 のうち「請求に係る者の本籍地、戸籍筆頭者、住所、住民票世帯主、氏名、印影、生年月日、利用目的及び本件行政書士の住所、運転免許証表面の氏名を除く全部並びに行政書士会会員証の写真、生年月日、住所」については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 19 条第 2 号本文に該当し、かつ、その性質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

本件非開示部分 1 のうち「本件行政書士の職印及び行政書士会長印」については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれ

があると認められることから、条例第 19 条第 3 号に該当し、かつ同号ただし書にも該当しない。

本件非開示部分 1 のうち「証明書発行クライアント」については、実施機関によると、戸籍事務のコンピューターシステム端末のネットワーク上の名称であり、公にすることにより戸籍情報システム並びに業務ネットワークに属するすべてのシステム機器名称を類推されるおそれがあり、業務システムへの不法な侵入及び破壊を招くおそれがあるとのことであり、開示することにより戸籍事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 19 条第 6 号に該当する。

一方、「行政書士会会員証の会員番号」については、実施機関は審査請求人以外の個人に関する情報であることから、条例第 19 条第 2 号に該当する旨主張するが、行政書士会の会員番号は審査請求人以外の個人に関する情報ではなく、事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、当該個人を識別し得る情報ではあるものの、開示したとしても当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第 19 条第 2 号及び第 3 号には該当しない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は本件非開示部分 1 が遺言書保管法の規定による「遺言書保管事実証明書」の交付により知ることができ、「関係遺言書保管通知」により知ることが予定されている情報に該当するため条例第 19 条第 2 号ただし書アに該当する旨主張するが、本件各決定の妥当性は本件各決定を行った時点において判断するものであり、本件決定 1 及び本件決定 5 が行われた後に、本件における個別の事情により明らかとなった事実から、審査請求人が法令等の規定により審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当することになったとしても、本件決定 1 及び本件決定 5 が行われた時点において、当該非開示部分が条例第 19 条第 2 号ただし書アに規定する「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」であるとは認められないことから、同号ただし書アには該当しない。

8 本件審査請求 2 及び本件審査請求 6 について

(1) 決定の適法性について（決定通知書の記載内容について）

当審議会において、本件決定 2 及び本件決定 6 に係る決定通知書を見分したところ、確かに文書番号を除いて決定通知書の記載内容は同じであったが、審査請求人と亡くなった審査請求人の父及び兄は同一戸籍に在籍していたことから、対象情報として特定した戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等請求書に添付されていた戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍が同じであることは当然であり、本件決定 2 及び本件決定 6 で特定した保有個人情報に関して決定通知書の記載に誤りは確認できなかった。よって、本件請求 1 に対しては本件決定 2、本件請求 2 に対しては本件決定 6 を行った旨の開示請求と決定の対応関係を決定通知書に明示していなかったとしても、決定に誤りがあるとはいえず、これらの決定はいずれも適法である。

(2) 本件情報 2 の条例第 19 条第 2 号該当性について

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等請求書に添付されていた、請求者が戸籍謄本

等を請求することができるものであることを証するための請求者の戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 19 条第 2 号本文に該当し、かつ、その性質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は本件情報 2 が条例第 19 条第 2 号ただし書アに該当する旨主張するが、この点については、上記 7 (3) と同様である。

また、審査請求人は本件情報 2 が同号ただし書イに該当する旨主張するが、同号ただし書イは条例第 19 条第 2 号本文の例外として、本文に規定する個人に関する情報に該当する情報であっても、当該情報を非開示とすることにより得られる利益よりも、当該情報を開示することにより得られる公益が優越する場合には、当該情報を開示すべきことを定めたものであり、比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に検討する必要があるが、審査請求人の主張に人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性があるとは認められないことから、同号ただし書イには該当しない。

9 本件審査請求 3 及び本件審査請求 8 について

(1) 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

ア 条例第 17 条について

条例第 17 条は、何人も、実施機関に対して、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができるとともに、本人に代わって開示請求をすることができる者の範囲を定めたものである。

本条に基づいて開示請求をすることができる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」に限られる。したがって、自己以外の者に関する情報については、たとえ家族に関するものであっても本条第 2 項に規定する未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示の請求の場合を除き請求することはできない。

イ 死者に関する情報に係る開示請求について

条例に基づく開示請求の対象となる個人情報とは、条例第 2 条第 2 号において、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と規定されている。

この定義に照らせば、条例に基づく保有個人情報の開示請求権を行使できる主体は、生存する請求者本人であり、死者に関する情報は制度の対象外とされていることから、死者に関する情報を他者が開示請求することは認められない。

しかしながら、死者に関する情報のすべてが開示請求の対象とならないと解することは相当ではなく、死者に関する情報であっても、それが同時に請求者本人の情報でもあると認められる事情がある場合には、請求者本人の情報として扱い、開示請求の対象となると解される。

(2) 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

当審議会において本件情報 3 及び本件情報 5 を見分したところ、当該各情報は戸籍謄本等の交付請求に関する情報であり、当該個人情報が審査請求人自身の個人情報であると認められる情報ではないものであり、審査請求人が亡兄及び亡祖母の相続人であるかを判断するまでもなく、当該各情報は条例第 17 条の「自己を本人とする保有個人情報」には該当しない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、本件決定 3 及び本件決定 8 は開示をしない旨の決定ではなく請求自体を却下したもので何の応答もされていないため条例第 23 条の規定に反しており、却下決定は誤りであり拒否決定が正しい旨主張する。しかし、実施機関が作成している「実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」の第 5 の 3 (2) カにおいて「開示請求が条例に規定する要件を満たさず…当該開示請求を却下するときは、特に書式は指定していないが、却下の理由を付記した開示請求却下決定通知書により通知する。」と規定されており、当該要綱に基づき行われていることから、当該各情報が条例第 17 条の「自己を本人とする保有個人情報」には該当しないとして実施機関が行った、本件決定 3 及び本件決定 8 に違法性はない。

イ また、審査請求人は、補正や補正の参考情報の提供を行わずに却下決定を行っている旨主張する。しかし、請求内容の補正の求めや補正のための参考情報の提供は、請求内容に形式上の不備があり、これを補正する余地がある場合に行うものであるところ、本件決定 3 及び本件決定 8 に係る請求内容はいずれも明らかに審査請求人以外の個人の保有個人情報の開示を求めるものであり、補正の余地はないから、実施機関において補正を求める必要は認められない。

ウ 次に、審査請求人は、却下決定通知書の却下理由では不十分であり、理由付記の不備がある場合には、審査請求の弁明書において、十分な理由が付記されたとしても当該処分は違法であり、本件決定 3 及び本件決定 8 は理由記載に不備がある旨主張する。しかし、決定通知書の「開示請求を却下する理由」欄には、「本件開示請求は、大阪市個人情報保護条例第 17 条に基づいて開示請求することができる『自己を本人とする保有個人情報』に該当しないため」と説明していることから、理由付記の不備は認められない。

10 本件審査請求 7 に係る本件情報 4 の存否について

実施機関によると、「戸籍事務取扱準則制定標準（平成 16 年 4 月 1 日付け民一 850 号民事局長通達）」には、すべての履歴を届書類画像情報として記録するといった規定は存在せず、「戸籍手続オンラインシステム構築のための標準仕様書（第 3 版）平成 23 年 3 月 法務省」では戸籍等交付請求そのものがオンラインで行われた場合は、申請情報や画像等を保存しておく規定が存在するものの、本件において戸籍等交付請求行為は郵送で行われたものであり、申請情報や交付したものの画像等を保存する必要はないとのことである。

また、各区役所等窓口及び大阪市郵送事務処理センターに戸籍等の交付請求があり戸籍謄本等の交付処理を行う際、窓口請求や郵送請求かを問わず、実際に交付した戸

籍謄本等の写しや画像などを必ず保存しなければならないという法令等は存在せず、本件においても戸籍謄本送付事務を行った実施機関である大阪市郵送事務処理センターで実際に交付した戸籍謄本等の写しを保管するという事務は行っておらず、本件情報4は存在しないとのことである。

したがって、本件情報4は存在しないとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点は認められない。

11 本件審査請求9について

(1) 本件情報6のうち「交付された戸籍の附票の電子ファイルの記録文書」の存否について

本件請求4に記載している審査請求人の亡くなった父であるCが旧姓であったのは大阪市内に本籍が異動されるまでのことであり、届出によって本籍地を大阪市内から大阪市内に変更すると同時に旧姓から新姓に変更となったため、本件請求4に合致する戸籍や戸籍の附票は存在しなかったことから、戸籍の附票の交付等を全く行っておらず、電子ファイルの発行記録が存在しないとの実施機関の主張に特段不自然、不合理な点は認められない。

(2) 本件情報6のうち「戸籍の附票の請求書の全部」の存否について

実施機関は、保管している本件戸籍の附票の写し等請求書の写しは、同時に請求のあった戸籍謄本等請求書の添付書類として保管しているに過ぎず、戸籍の附票の写しの請求書として保有しているものではなく、原本は請求者である本件行政書士に返却しており保有していないと主張するが、本件請求4に係る「旧姓のC」と「新姓のC」が同一人物であるということは実施機関において確認できており、実際に請求の対象となる個人情報に保有している以上、対象情報として特定しなくてもよいということにはならない。

加えて、実施機関は、戸籍謄本等請求書の添付書類として保管している本件戸籍の附票の写し等請求書の写しについては、本件決定1及び本件決定5により別途部分開示決定を行っているため再度特定する必要がないと判断した旨も主張するが、別の決定で保有個人情報として特定していることを理由に本件決定9において対象情報として特定しなくてもよいということにもならない。

したがって、戸籍の附票の写し等請求書（郵送等請求書）の写し（申請日：令和元年8月7日）を改めて対象情報として特定した上で開示決定等を行うべきである。

12 審査請求人のその他の主張について

(1) 本件各決定を行った実施機関の担当所属が平野区役所であることについて

審査請求人は、戸籍謄本等の郵送請求に係る事務を行った市民局や本件請求2、本件請求3及び本件請求4に記載のある西成区役所ではなく、平野区役所が担当所属として本件各決定を行ったことに対して不服を述べている。

実施機関によると、戸籍に関する事務処理を行った所属又は発行された戸籍謄本等に記載された所属が、戸籍謄本等の請求に係る開示請求に対する担当所属とならなければならないとの規定はなく、現在、戸籍はシステム処理されて各区で文書を

保有していないので区役所を統括する市民局の通知に基づき、戸籍謄本等請求書に関する開示請求があった場合は、原則として開示請求者の本籍地（市外に転出している場合には最終の本籍地）の区役所において決定等の事務を行うこととしているが、本件各請求に係る戸籍の筆頭者である審査請求人の父の最終本籍地が平野区であり、審査請求人も同区に在籍していたこと等から、関係区と調整のうえ平野区役所が担当所属として決定を行ったとのことである。そうすると、本件各請求に係る情報や公文書を確認することができる所属として、実施機関内で調整のうえ平野区役所が担当所属として本件各決定を行ったものであることから、平野区役所が決定担当所属として本件各決定を行ったことが直ちに違法であるとは認められない。

(2) その他の主張について

審査請求人は、ほかにも縷々主張するが、これらはいずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

13 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 野呂充、委員 小林邦子、委員 坂本団、委員 小谷真理

(参考) 答申に至る経過

令和元年度諮問受理第54号、第55号、第56号、第57号、第93号、第94号、第95号及び第96号

年 月 日	経 過
令和元年12月27日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第54号、第55号、第56号及び第57号）
令和2年1月24日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第93号、第94号、第95号及び第96号）
令和2年12月1日	実施機関からの意見書の収受
令和2年12月18日	調査審議
令和3年1月5日	審査請求人からの意見書の収受
令和3年1月12日	調査審議
令和3年2月2日	調査審議
令和3年2月19日	実施機関から追加の意見書の収受
令和3年2月26日	調査審議
令和3年3月18日	調査審議（審査請求人の口頭意見陳述）
令和3年4月23日	調査審議
令和3年6月2日	調査審議
令和3年6月25日	調査審議
令和3年8月23日	答申

